

弁護団報告（第28回期日）

1 訴訟の現状

昨年来、各地の集団訴訟の判決が続いています。

責任論については、皆様ご存じのように、昨年10月10日の福島地裁本庁の判決（生業訴訟）など、東電だけでなく、国の法的責任を認める判決が繰り返されています。

これに対して、国は、その法的責任の根拠となる「長期評価」への反論などを、各専門家の意見書などを提出して、かなり本気になって各地の裁判所の判断の流れを覆そうとしています。

しかし、この「長期評価」は法律に基づく「行政庁の判断」であり、一研究者の意見や民間研究グループの判断などとは格が違います。だからこそ、各地の裁判所も判断の基礎としています。また、国の提出する意見書も、それぞれ問題点もあります。

現段階では、その反論の全てを裁判所に提出し尽くしていませんが、今後、数日に渡って裁判所に提出する予定です。

また、損害論についても、これまで放射線被曝に対する不安やストレス、地域力の低下など、本件事故によるいわき市の変質・変容の内実を示す事実を挙げてきました。そして、いわき市民は、被害の具体的な表れ方は異なるものの、皆が共通して被害を受けています。また、本件事故直後は、まさに「死の恐怖」があったのであり、その後の継続的な被害とは質的に異なるなど被害の実相に迫っていきます。

この被害の実相を、被侵害利益の観点からも明らかにし、そのうえで各被害についても詳細に説明する予定です。たとえば、いわき市では除染作業が基本的に終了したとされていますが、決して放射性物質がなくなったわけではなく、本来は放射線管理区域内で厳密に管理しなければならないほどの高濃度に汚染された土壌が数多く存在しており、このような具体的な事実も出していきます。

2 第28回期日の報告

(1) 原告が提出した書面

○準備書面（52）：『被告国第18準備書面への反論①』

責任論のうち、予見可能性に関する総論的な反論です。

まず、国は行政機関の判断は尊重されるべきとするが、最高裁や生業訴訟判決などでは、そのような行政機関の裁量は全く問題とされてきませんでした。

また、国は「長期評価」に対し、何人もの研究者の意見書を並べて、その信用性を低めようとしています。しかし、「長期評価」は、法律に基づく「行政庁の判断」であり公的なもので、個々の研究者の意見書や論文とは次元を異なります。

次回以降も、国提出の専門家の意見書、結果回避可能性に関する反論を続ける予定です。

○損害論に関する審理計画書

夏までに損害論に関する総論と各論をほぼ出し尽くし、今年中には原告本人尋問等の証拠調べに入る予定です。

(2) 被告が提出した書面

○東電は、今回は何も提出していません。

○国は、損害論について、甲状腺がんに関するUNSCEARの文書を証拠として提出しました。

(3) 当日の期日の進行

①原告ら代理人高橋力弁護士が、提出した原告準備書面（52）について、意見陳述を行いました。

②その後は、裁判所が、原告と被告に対し、今後の書面提出予定の確認をしてきました。
原告は、当日提出した「損害論に関する審理計画書」の説明をして損害論の予定を述べ、責任論に関しては次回以降も反論書面を提出することを説明しました。
東電は、次回、損害論に関する原告準備書面に対して反論書面を提出する予定を述べました。

国は、次回、福島本庁判決に対する控訴理由書を提出し、責任論に関する準備書面を提出する予定を述べました。

③また、裁判長が今年3月で異動となるため、5月の期日が更新弁論となるため、その期日の持ち方についても確認しました。

原告と被告らはいずれも更新弁論を行い、原告は1時間半、被告東電は30分、被告国は30分で行うことを確認しました。このうち、原告と被告国はパワーポイントを使用する予定でいます。

④この更新弁論の時間に伴い、次回5月30日の期日は午後1時半～午後4時までとなり、その期日終了後、引き続き南相馬訴訟の期日が持たれることが確認されました。

(4) 次回期日の確認

次回第29回口頭弁論期日

平成30年5月30日午後1時半～午後4時

以上